

○厚生労働省令第百八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則（
「第一章 医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十）」

目次中 第一章の二 医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）」

を
第一章の二 医

第一章の三 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」

第一章の三 医
第一章の四 病

第一条）

療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）

に、「第四章の二 医療計画（第三十条の二十

療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）

院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」

「第四章の二 基本方針（第三十条の二十七の二）

八―第三十条の三十三）」を 第四章の二の二 医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十三）

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十

条の三十三の二―第三十条の三十三の七）」

に、「第三十条の三十三の二」を「第三十条の三十三の八―

第三十条の三十三の十」に改める。

第一条の二を第一条の二の二とする。

第一条中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第一章の三を第一章の四とし、第一章の二を第一章の三とし、第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総則

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一

条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第九条の二十第一項第六号ハを削る。

第三十条の三十三の二第一項中「第三十条の十二第一項第八号」を「第三十条の十七第一項第八号」に改め、同条第二項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、「昭和六十年法律第八十八号」の下に「。次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の三十三の九とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第四章の二を第四章の二の二とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとお

りとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

（法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

（法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項）

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

（報告方法）

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法より、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条

第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。

（報告事項の変更）

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 基本方針

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第一項に

規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を經由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の二十九第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

第四章の三に次の一条を加える。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めたとする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）

第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労

働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同条第二項中「又は寄附行為」を削る。

附則第五十一条中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削る。

附則に次の五条を加える。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の移行計画

二 変更前の移行計画の写し

三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。
- 二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- 三 認定医療法人が合併により消滅したとき。
- 四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。
- 六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）

を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日

二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

2 前項のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更に ついて、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則 様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表

二 定款変更の認可書の写し

三 社員総会の議事録

3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当

該処分があつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 出資者名簿

二 附則様式第六による出資持分の状況報告書

三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類

4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一から附則様式第七までを次のように定める。



別表第一中「別表表一（第一条関係）」を「別表第一（第一条の二関係）」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 臨床修練及び臨床教授等（第四条―第十一条）

第三章 雑則（第十二条）

附則

第一章 総則

第一条の見出しを「（病院等の指定等）」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。

3 法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「という。」の下に「又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下「臨床教授等病院」という。）」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定する臨床修練（以下「臨床修練」という。）又は同条第十二号に規定する臨床教授等（以下「臨床教授等」という。）」に改める。

第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、同条第二項第一号中「限る。」の下に「次条

第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「病院ごと」を「臨床修練病院等ごと」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
- 二 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類

四 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類

五 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類

六 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）

七 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八 臨床教授等を行うおとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九 許可証用写真一葉

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

第六条中「法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という。）」を「臨床修練許可証及び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

第七条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「許可証」を「臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第八条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第二項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。

第九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者）

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

第十一条 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

第十一条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第十二条を次のように改める。

(期限の特例)

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十

一号) 第一条第一項に規定する行政機関の休日にあたるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十三条から第十六条までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。



様式第七号から様式第九号までを削る。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表二外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を

「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、「第十一条第一項」の下に「及び第二十一条の六」を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)
正)

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号を次のように改める。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「外国医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年における第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三十条の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十条の三十三の六第一項の規定の適用については、同項中「同月三十一日」とあるのは、「十一月十四日」とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。